

入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件

平成二十六年三月二十八日
消 防 庁 告 示 第 四 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条の二第二項第二号及び第三項第五号の規定に基づき、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を次のように定める。

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第二項第二号及び第三項第五号の規定に基づき、入居者、入所者又は宿泊者（以下「入居者等」という。）の避難に要する時間の算定方法、火災発生時に確保すべき避難時間の基準及び廊下に通ずる通路の基準を定めるものとする。

第二 入居者等の避難に要する時間の算定方法

入居者等の避難に要する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間を合算した時間とする。

- 一 入居者等が避難を開始するまでに要する時間施設の延べ面積（単位 m^2 ）の平方根を三十で除して得た値（単位 分）
- 二 入居者等が屋外までの避難を終了するまでに要する時間 次の（一）から（三）までに掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる時間を合算した時間
 - （一） 入居者等の存する各居室に介助者が至るのに要する時間各居室からの避難経路上の移動距離を次のイからハまでに掲げる介助者の移動速度で除して得た時間を合算した時間
 - イ 介助者の移動速度（階段上り 分速五十四メートル
 - ロ 介助者の移動速度（階段下り） 分速七十二メートル
 - ハ 介助者の移動速度（階段以外における移動） 分速百二十メートル
 - （二） 介助用具が必要な入居者等がそれぞれ乗り換え等の準備に要する時間介助用具が必要な入居者等の数（二に満たない場合は二とする。）に〇・五（単位分）を乗じて得た時間を合算した時間
 - （三） 入居者等を屋外まで介助して避難させるのに要する時間各居室からの避難経路上の移動距離を介助された入居者等の移動速度（分速三十メートル）で除して得た時間を合算した時間

第三 火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次の各号に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

- 一 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）としたもの（第三号に掲げるものを除く。） 四分
- 二 次の式に当てはまるもの（次号に掲げるものを除く。） 四分
居室の床面積 \times （床面から天井までの高さ -1.8m ） $\geq 200\text{m}^3$
- 三 前二号のいずれにも該当するもの 五分
- 四 第一号又は第二号のいずれにも該当しないもの 三分

第四 廊下に通ずる通路の基準

廊下（規則第十二条の二第三項第二号の廊下をいう。以下同じ。）に通ずる通路は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものであること。
- 二 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号に規定する不燃材料で造られたものに限る。）を設けたものであること。

附 則

この告示は平成二十七年四月一日から施行する。